

告 示 第 1 2 0 6 号

令和 7 年 1 0 月 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市観光農業公園農産物直売所の運営事業者の募集について（告示）

鹿児島市観光農業公園農産物直売所の運営事業者の募集を下記のとおり行います。

記

1 募集の概要

鹿児島市観光農業公園に設置する農産物直売所の新たな運営事業者について喜入地域の農産物等を主体に供給できる法人又は団体の募集を行うもの

2 申込者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後に国又は地方公共団体が発注する業務に係る指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 告示日において納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (7) この募集に申込みしようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 鹿児島市喜入支所管内に主たる事務所（本社）を有する法人又は団体であること。
- (9) 代表者（法人にあっては、法人及び役員）が、告示日前 3 年間に食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）による行政処分を受けていないこと。

3 申込要領

(1) 受付期間

告示日から令和7年10月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1371

電子メール sekai-greent@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法は、直接持参

(5) この運営事業者の募集に関する申込書、要項、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

4 提出書類

(1) 観光農業公園農産物直売所事業者申込書（様式1）

(2) 法人にあつては、商業・法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可）

(3) 法人以外の団体にあつては、団体の規約又は定款等

(4) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）

(5) 告示日前3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことの証明書（営業実績がある場合のみ）

(6) 暴力団排除に関する誓約書（様式2）

(7) 法人にあつては、印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。原本）

(8) 法人以外の団体にあつては、代表者の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。原本）

(9) 経営実績等状況調査表（様式3）（申込時点で他の施設等で営業実績がある場合のみ）

(10) 事業計画書（様式4）

(11) 直近の決算書（財務諸表）

5 提出部数

各1部